

平成25年度第2回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成26年3月26日（水）

午後1時30分～3時30分（予定）

場所：市川市役所 第2委員会室

次 第

1. 公立幼稚園の保育料について
2. 公立幼稚園の今後のあり方について
3. 稲荷木幼稚園跡施設の概要について（報告）
4. その他

【 事前配布資料 】

資料1 公立幼稚園の保育料について

- 1-1 答申書（平成24年4月23日付）
- 1-2 保育料積算比較（諮問資料より）
- 1-3 審議会での主な意見
- 1-4 子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要
- 1-5 新制度に伴う公私立幼稚園の移行イメージ

資料2 公立幼稚園の今後のあり方について

- 2-1 答申書（平成22年11月25日付）
- 2-2 市川市の就学前児童施設の就園状況
- 2-3 市川市の幼稚園・保育所マップ
- 2-4 新制度における幼稚園の選択肢

資料3 稲荷木幼稚園跡施設の概要について

平成 2 4 年 4 月 2 3 日

市川市教育委員会
委員長 宇田川 進 様

市川市幼児教育振興審議会
会 長 高 尾 公 矢



答 申 書

平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日付市川第 2011098-0026 号で市川市幼児教育振興審議会へ諮問があった「平成 2 5 年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて」当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市幼児教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき答申します。

記

答 申

市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である。

ただし、平成 2 5 年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。

答申理由

1. 市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である。

保育料を引き上げる理由は以下の3点による。

- (1) 平成15年度から保育料が据え置かれていること。
- (2) 公立幼稚園が市内全域に設置されていないため一部の市民の利用の対象となっていることから相応の負担があってもよいこと。
- (3) 公私立幼稚園の保育料の差額を保護者への補助金だけで解消することは難しいこと。

市立幼稚園の保育料は、保育にかかる園児一人当たりの経費を基に決められるものであり、その経費の算定方法については、人件費並びに物件費の合計額に各係数等の数値を加減乗除して得た額とすることが過去の本審議会において承認されており、この算定方法に基づく保育料算定額については、前回答申した平成20年度からほぼ同額で推移してきている。

しかし、現在の保育料は、平成15年度に引き上げられてから8年間据え置かれていること、公立幼稚園が市内全域に設置されていないため一部の市民の利用の対象となっていること、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料の差額を公費である保護者への補助金だけで埋めることは難しいことから、公立幼稚園の保育料を引き上げることが妥当である。

2. 平成25年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。

平成25年度の市立幼稚園保育料を据え置く理由は以下の2点による。

- (1) 保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料の引き上げの時期は、平成26年4月以降で

あること。

(2) 保護者への十分な説明期間を設ける必要があること。

保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料の引き上げの時期は、平成26年4月以降が適当である。

なお、保護者への丁寧な説明と十分な期間を設ける必要があることから、平成27年4月からとすることが望ましい。

3. 保育料の改定額の算出は下記のことを参考に検討すること。

(1) 保育料の改定額については、明確な根拠のある数字を提示すること。

(2) 現時点の保育料の改定額は、月額2,000円程度の増額が適当と考えるが、今後の社会情勢を鑑み検討すること。

保育料の改定額の算定に関しては、今回の審議会において従来の算定方法に土地や建物等の減価償却額を加算して本来かかっている経費を算出した上で保育料の改定額を検討すべきであるという意見が出されたことから、その金額についても参考とした。

これらのことを踏まえ、保育料の改定額については、従来の算定方法に基づいて算出した平成22年度の園児一人当たりの月額の経費12,390円を根拠として現時点においては、2,000円程度の引き上げが妥当なものとする。

しかし、保育料の引き上げの時期が平成26年度以降、平成27年度からの引き上げが望ましいとしたことから、今後さまざまな社会情勢を勘案してその金額については、最終的に決定することが必要である。

市川市幼児教育振興審議会

会 長	高尾	公矢
副会長	鈴木	みゆき
委 員	稲葉	健二
委 員	大野	京子
委 員	鈴木	敬子
委 員	富田	友美
委 員	田邊	美代子
委 員	田中	明美
委 員	猪瀬	ひろ
委 員	齊藤	真由美
委 員	石神	久美子
委 員	荻野	千奈
委 員	齊藤	隆

保育料積算比較

幼稚園全体に係る経費から算出する保育料

区 分	19年度決算額	20年度決算額	21年度決算額	22年度決算額
人 件 費	334,707,152 円	343,309,472 円	321,534,790 円	312,837,987 円
物 件 費	64,906,246 円	55,471,299 円	61,840,211 円	62,233,351 円
計	399,613,398 円	398,780,771 円	383,375,001 円	375,071,338 円
在園児数(特学を除く)	1,378 人	1,314 人	1,275 人	1,197 人
在園児1人当たりの実経費	289,995 円	303,486 円	300,686 円	313,343 円
係 数(75%)	0.75	0.75	0.75	0.75
係数処理後の実経費	217,496 円	227,614 円	225,514 円	235,007 円
新保育料(年額)	217,400 円	227,600 円	225,500 円	235,000 円
新保育料(月額) ①	18,100 円	18,900 円	18,700 円	19,500 円

※ 私立幼稚園在園者に対する補助金(園児補助金・就園奨励費補助金)

区 分	19年度決算額	20年度決算額	21年度決算額(見込)	22年度決算額
補助金額総計	409,730,550 円	424,617,350 円	440,190,250 円	443,314,650 円
補助対象者数	5,749 人	5,613 人	5,372 人	5,196 人
園児1人当たりの補助額(年額)	71,269 円	75,648 円	81,941 円	85,318 円
園児1人当たりの補助額(月額) ②	5,939 円	6,304 円	6,828 円	7,110 円

公立幼稚園在園者に対する公費負担(私立幼稚園在園者と同額)控除後

区 分	19年度決算額	20年度決算額	21年度決算額	22年度決算額
公立幼稚園園児1人当りの経費 ①-②	12,161 円	12,596 円	11,872 円	12,390 円

※平成23年度 審議会資料より抜粋

保育料改定に関する審議会での主な意見

No	種別	意見
1	学識経験者	・市立幼稚園は全市にまたがり設置されておらず、全市民に対してのサービス事業として成り立たない。特定地域の住民のみ受益できる施設である。 ・前回の改定が平成15年。保育料を現状に据え置くことは難しい。
2	学識経験者	・全部税金でまかなえれば受益者にとってありがたいが、そうはできない。公私格差是正は必要で、私立の補助金の増額が難しいなら、受益者へも相応の応益負担があってしかるべき。 ・公立幼稚園の値上げは保育園にも影響があるのでは。保育園と幼稚園の担当課での話し合いや市のビジョンはあるか。今後、そういった話し合いをしていくことをお願いしたい。 ・いくらなら値上げしていいかではなく、根拠のある数字を示すことが大事。
3	学識経験者	・保育料が上がるなら働いて保育園へ、ということがあると、保育の質が様々な現状では、市川市の子どもの育ちがどうなっていくかが懸念される。 ・値上げの意見があるのはしかたないが、ぎりぎりの所得の保護者への配慮も必要。
4	保護者	・公立幼稚園と公立保育園では、保育時間の違いや給食の有無など、保育料を比べることはできない。保育料は据置きでもいいのではないか。 ・(保育園保育料のように)保育料の階層を細分化することも一つの方法。
5	保護者	・幼稚園保育料の是正も必要だと思うが、市川市すべての子育て家庭に開かれた幼児教育・保育を提供してもらいたい。そのためにはニーズの把握が必要である。 ・保育園保育のように、保育料の幅があってもいいのではないか。(細かい階層で) ・保育料が上がるのはしかたないとしても、保育時間がもう少し柔軟になるといい。
6	保護者	・10年間据置きであれば、見直しはせざるをえない。 ・公立の存在する意味があると思うので、それらを踏まえながら保育料を考える必要がある。
7	保護者	・5年間で2回の保育料の値上げがあったが、先生方の質が高く、納得している。私立幼稚園にしか通えない地域を考えれば、公私格差の是正をお願いしたい。
8	関係機関	・公私の格差是正と、公立幼稚園の公費による維持管理を考えると、値上げは当然であり、その妥当金額を検討すべき。
9	関係機関	・市川市に住む子どもたちの育ちの中、格差は良いことではなく、社会経済情勢を勘案し格差是正のために私立幼稚園への助成拡大や公立幼稚園保育料の定期的な見直しを行った結果の多少の増額はやむをえない。子どもたちの豊かな生活を保障することが大前提である。
10	関係機関	・値上げであれば丁寧な説明をし、保育の質を高めていくことを訴えながら、保護者に理解していただくしかない。
11	関係機関	・すべての子どもたちに良質な保育を。 ・減免を受ける世帯の増や、滞納世帯がいるという現状を考えてあげた方がいい。 ・柔軟な保育時間については、全国の公立では3歳児保育が始まってだいぶ立つので、それと合わせて検討いただければと思う。

1-4 ①子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

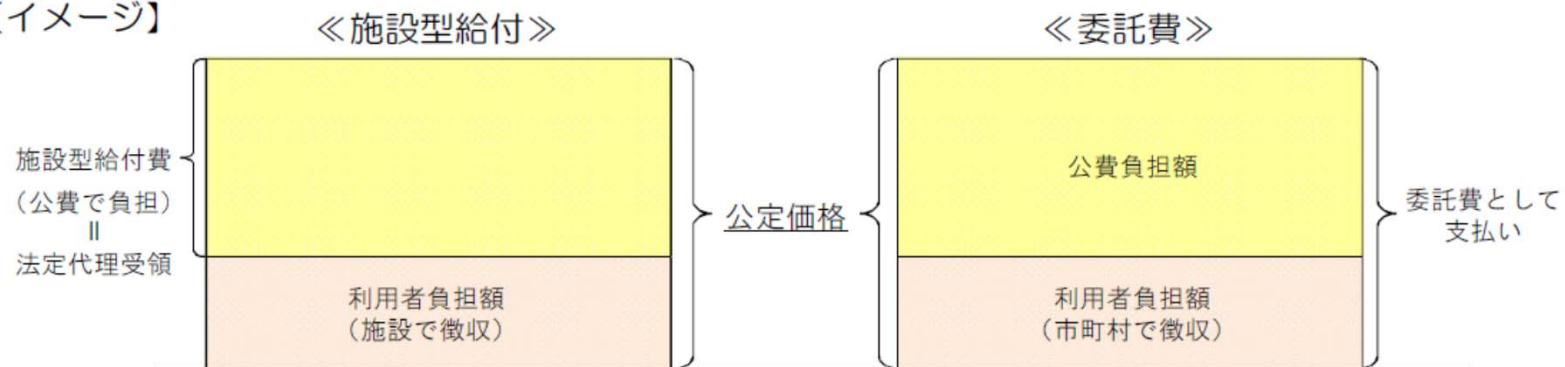
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】

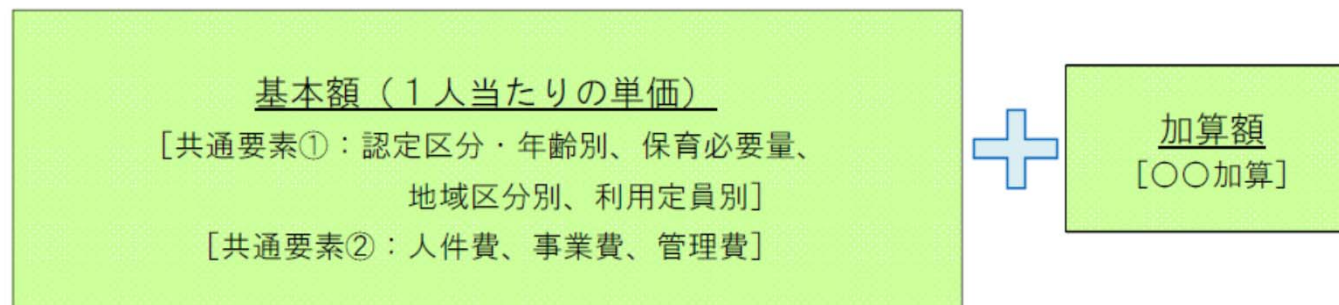


1-4 ②公定価格に関する論点について

1. 公定価格の基本的な構造

- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 子ども・子育て会議（基準検討部会）における「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」等に関する一定のとりまとめ等を踏まえ、これらの基準により求められる水準に対応するものとして、公定価格の設定が必要となる。

《公定価格（基本額）イメージ》



内閣府 子ども・子育て会議基準検討部会資料より

1-4 ③公定価格の基本的な構造

【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

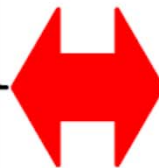
- 給付等の支給に当たって必要な認定の基準等
- ・ 認定区分
 - ①教育標準時間認定（3歳以上）
 - ②保育認定（3歳以上）、③保育認定（3歳未満）
- ・ 保育必要量
（保育標準時間・保育短時間）

認可基準等

- 施設・事業の適切な運営を確保するための基準等
- ・ 職員配置基準
- ・ 施設基準
- ・ 施設・事業に求める実施内容等

確認制度

- 公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等
- ・ 利用定員
- ・ 運営基準



公定価格

- 左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定
- 共通要素①
 - ・ 認定区分・年齢別
 - ・ 保育必要量
 - ・ 利用定員別
 - ・ 地域区分別
- 共通要素②
 - ・ 人件費
 - ・ 事業費
 - ・ 管理費
- 各種加算等
- その他

利用者負担

- ・ 利用者負担の水準
- ・ 実費徴収、上乗せ徴収

1-4 ④教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ

・ 現行の利用者負担の水準を基本。

※ () 内は、幼稚園就園奨励費の平成26年度予算案の内容を反映させた場合の額

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
①生活保護世帯	—	4,900円 (0円)	6,600円 (0円)
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	4,900円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	6,600円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	6,600円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	6,600円	25,700円

階層区分	定額利用者負担	
	公立	私立
①		
②		
③		
④		
⑤		



※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

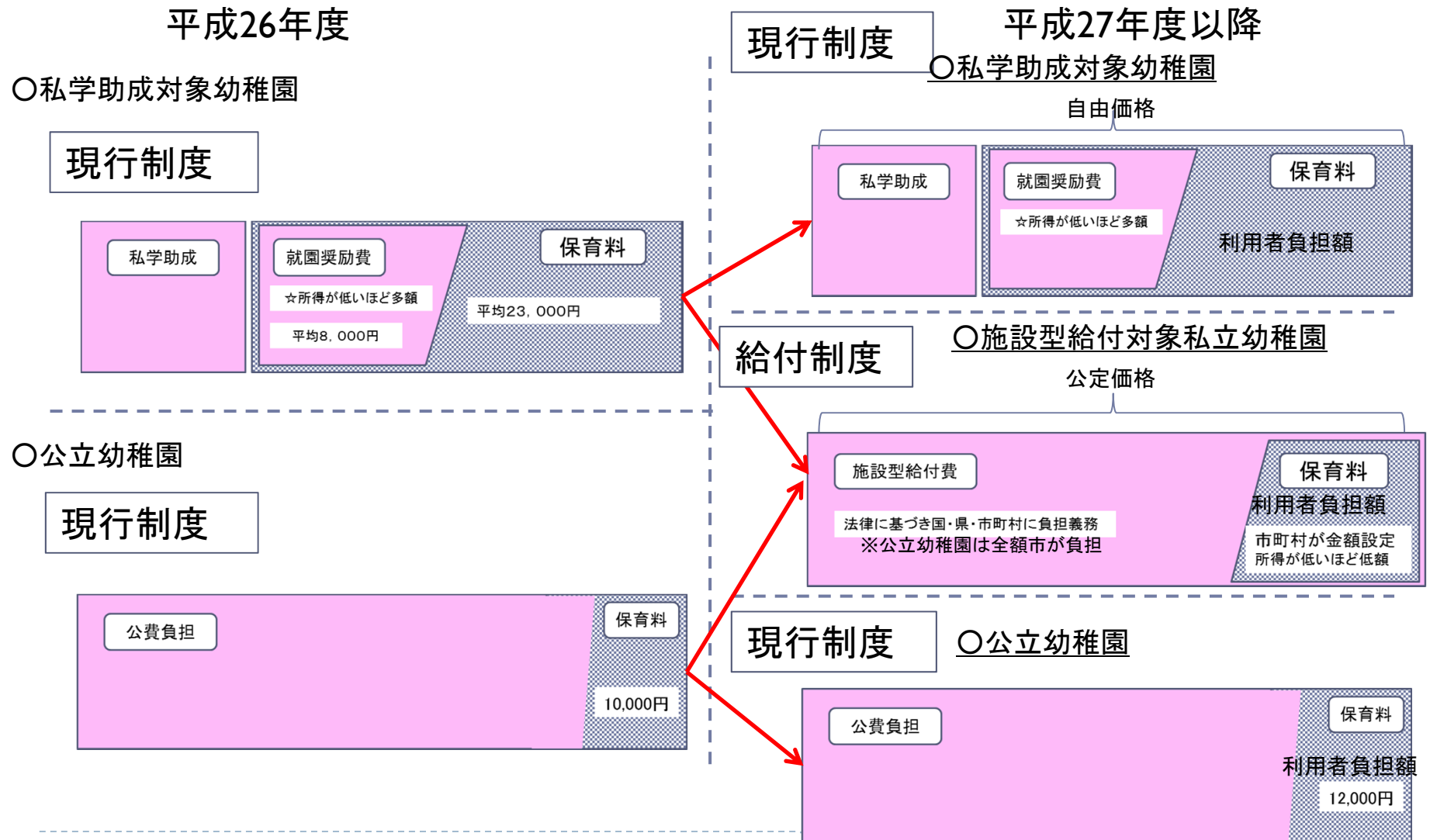
※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

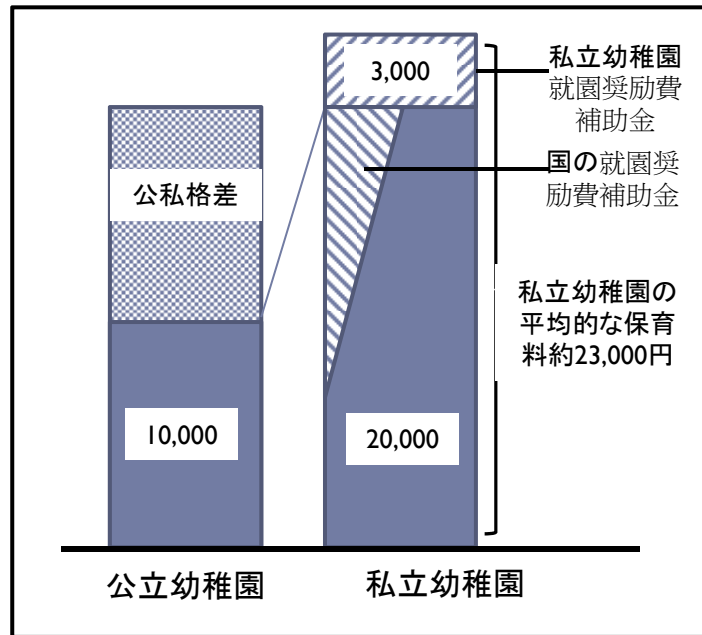
内閣府 子ども・子育て会議基準検討部会資料より

1-5 ①新制度に伴う公私立幼稚園の移行イメージ



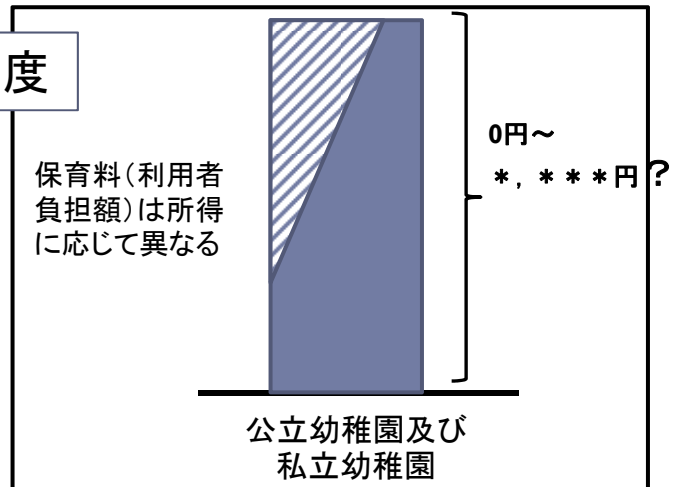
1-5 ②新制度に伴う公私立幼稚園の保育料イメージ

現行

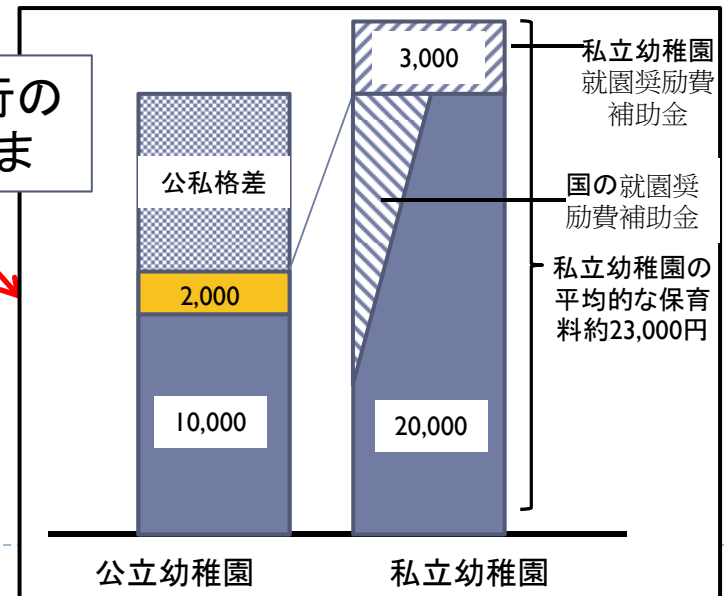


※平成25年度私立幼稚園実態調査より平均保育料算出
※私立幼稚園就園奨励費補助金は35,000円／年

新制度



現行の
まま



平成 22 年 11 月 25 日

市川市教育委員会
委員長 宇田川 進 様

市川市幼児教育振興審議会
会 長 高 尾 公 矢



公立幼稚園の今後のあり方について（答申）

平成 22 年 8 月 30 日付、市川第 20100730-0068 号で市川市幼児教育振興審議会へ諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市幼児教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき答申します。

記

答 申

1. 公立幼稚園の今後のあり方について

(1) 公立幼稚園のあり方についての基本的な方向性について

当面は、市北部に位置する百合台幼稚園と中部に位置する大洲幼稚園、南部に位置する南行徳幼稚園の 3 園を基幹園として残し、「公」としての役割を果たしていくことが望ましい。

その他の公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していくものとする。

検討にあたっては、就園率・就園児童数のみではなく、発達支援児を含めた周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を十分考慮した上で、計画的に行うものとする。

(2) 公立幼稚園のあり方についての短期的な方向性について

特に就園率の低い稲荷木幼稚園、二俣幼稚園についての短期的な方向性は次のとおりとする。

①稲荷木幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少しており、今後においても園児の増加が見込めないことから、廃園の方向で検討していくことが望ましい。

なお、廃園にあたっては、保護者や職員に対する周知、ケア等の対応はもちろん、地域の関係団体等にも十分配慮しながら進める必要がある。

稲荷木幼稚園廃園後の施設活用については、「ことばの教室」は存続の方向で検討することとし、対象児童および運営主体等については、教育委員会とこども部で十分協議するものとする。

幼児教育センター構想との関連については、発達支援を含め、同センター構想で求められる機能と既に実施している事業および基幹園で担うべき機能を含めて整理を行っていくこととし、具体的な廃園後の施設活用については、求められる機能を統括する拠点としての役割を視野に関係部署と協議を行うものとする。

②二俣幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少してきており、今後、就園児童数の50%以上を占める二俣防衛省宿舍の廃止が予定されるなど、園児数の激減が予想される。加えて、その後の跡地利用の方向性が定まっていないことから、当面は休園の方向で検討していくことが望ましい。

なお、検討に当たっては、建て替えを含めた今後の防衛省宿舍の動向を見極めた上で議論を行い、休園または廃園の最終決定を行うものとする。

(3) 公立幼稚園のあり方についての将来的な方向性について

現在、国が検討を進めている「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策（子ども・子育て新システム）の動向を見極めた上で決定していくことが望ましい。

なお、将来的に発達支援児の受け入れなどの条件が整えば、幼児教育の役割をすべて私立幼稚園に委ねることも方向性の一つと考える。

市川市幼児教育振興審議会

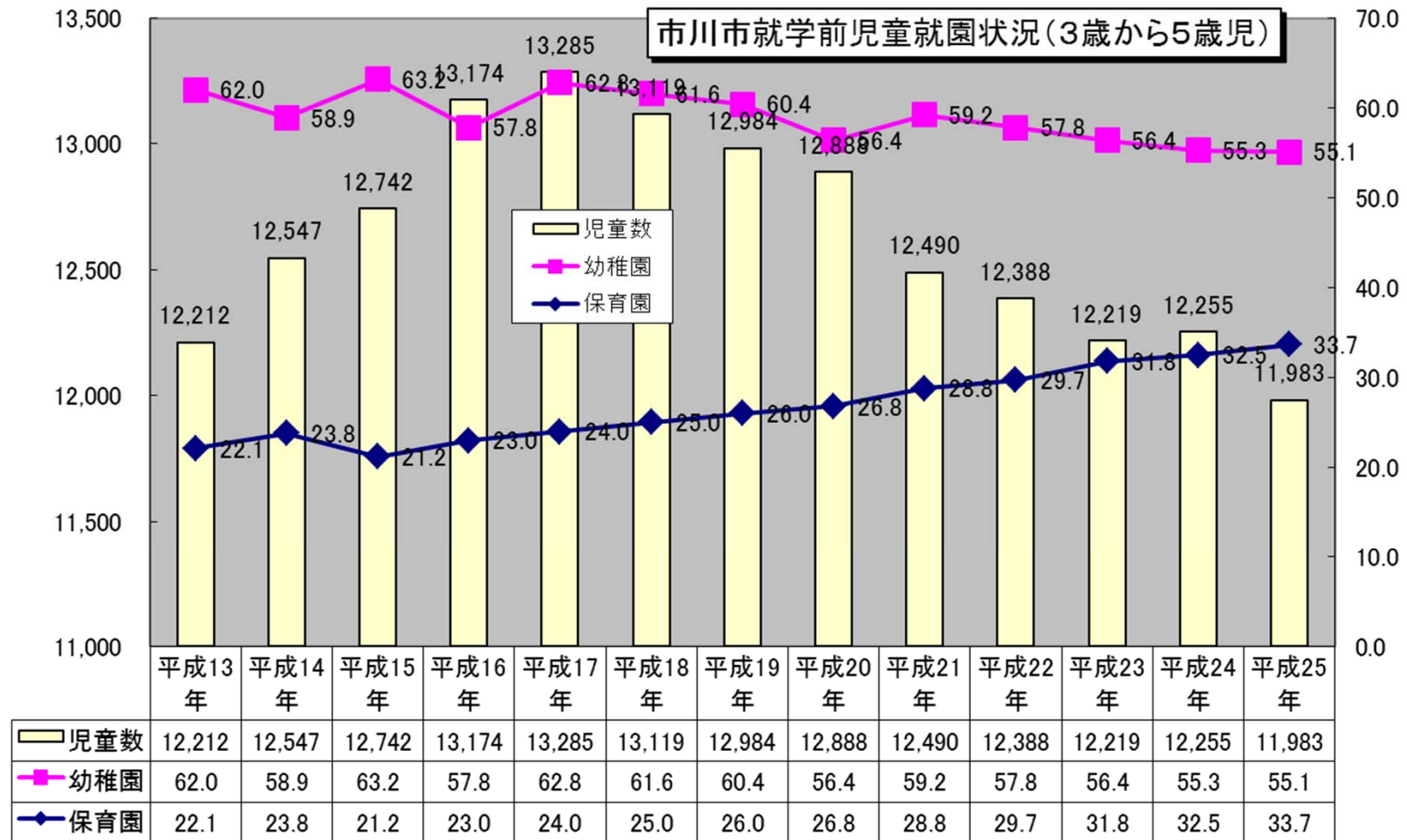
会 長	高尾	公矢
副会長	鈴木	みゆき
委 員	稲葉	健二
委 員	藤田	宏夫
委 員	二宮	由泰
委 員	倉橋	千絵
委 員	田邊	美代子
委 員	枘田	美恵子
委 員	杉田	恒子
委 員	小杉	知子
委 員	近藤	恵美子
委 員	小関	淑子
委 員	佐藤	正人

2-2 ①市川市の就学前の児童就園状況

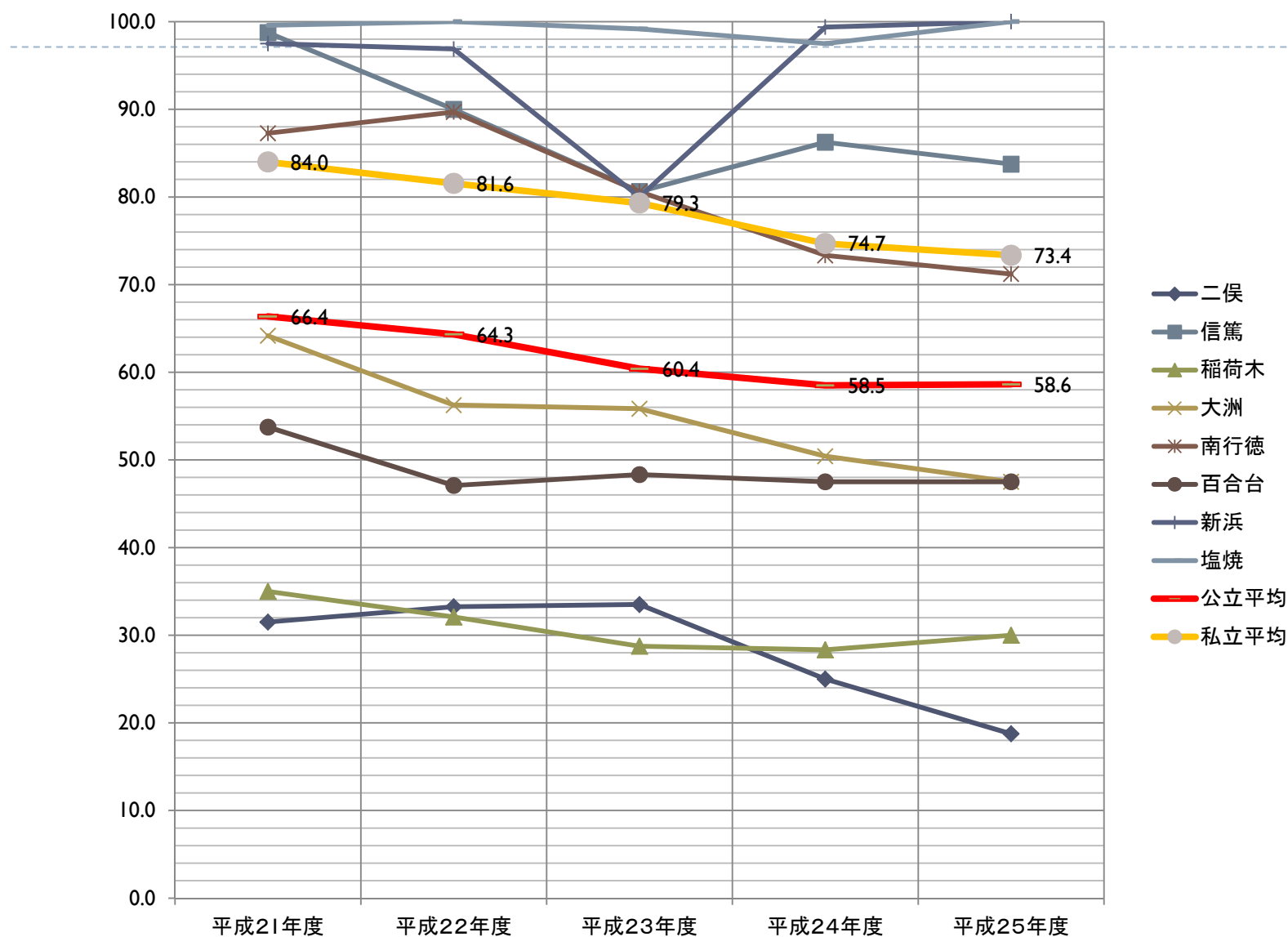
																	平成25年4月30日現在		
																	児童数：(人)、構成比：(%)		
区分	児童総数	幼稚園								保育園								その他	
		公立幼稚園		私立幼稚園		類似施設		小計		公立保育園		私立保育園		簡易保育所		小計		児童数	構成比
		児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比		
施設数		8		32		4				30		32		35				-	
0歳児	4,158	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	207	5.0%	233	5.6%	43	1.0%	483	11.6%	3,675	88.4%
1歳児	4,142	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	447	10.8%	464	11.2%	233	5.6%	1,144	27.6%	2,998	72.4%
2歳児	4,135	0	0.0%	1	0.0%	4	0.1%	5	0.1%	541	13.1%	530	12.8%	253	6.1%	1,324	32.0%	2,806	67.9%
3歳児	4,003	0	0.0%	1,512	37.8%	213	5.3%	1,725	43.1%	614	15.3%	547	13.7%	218	5.4%	1,379	34.4%	899	22.5%
4歳児	3,978	518	13.0%	1,594	40.1%	246	6.2%	2,358	59.3%	652	16.4%	570	14.3%	138	3.5%	1,360	34.2%	260	6.5%
5歳児	4,002	590	14.7%	1,667	41.7%	268	6.7%	2,525	63.1%	659	16.5%	515	12.9%	130	3.2%	1,304	32.6%	173	4.3%
0～2歳計	12,435	0	0.0%	1	0.0%	4	0.0%	5	0.0%	1,195	9.6%	1,227	9.9%	529	4.3%	2,951	23.7%	9,479	76.2%
3～5歳計	11,983	1,108	9.2%	4,773	39.8%	727	6.1%	6,608	55.1%	1,925	16.1%	1,632	13.6%	486	4.1%	4,043	33.7%	1,332	11.1%
総合計	24,418	1,108	4.5%	4,774	19.6%	731	3.0%	6,613	27.1%	3,120	12.8%	2,859	11.7%	1,015	4.2%	6,994	28.6%	10,811	44.3%
○総数については、平成25年4月30日現在																			
○各幼稚園・保育園の児童数については、平成25年5月1日現在																			
○類似施設は未公認幼稚園(4園)																			
○簡易保育所児童数は病院内保育施設等を含む補助金対象児童数																			
○その他については、児童総数から幼稚園・保育園の児童数を控除した児童数																			



2-2 ②市川市の就園状況（幼稚園・保育所）



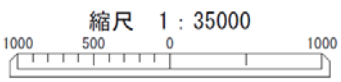
2-2 ③市川市公私立幼稚園就園率の推移（H21～25）



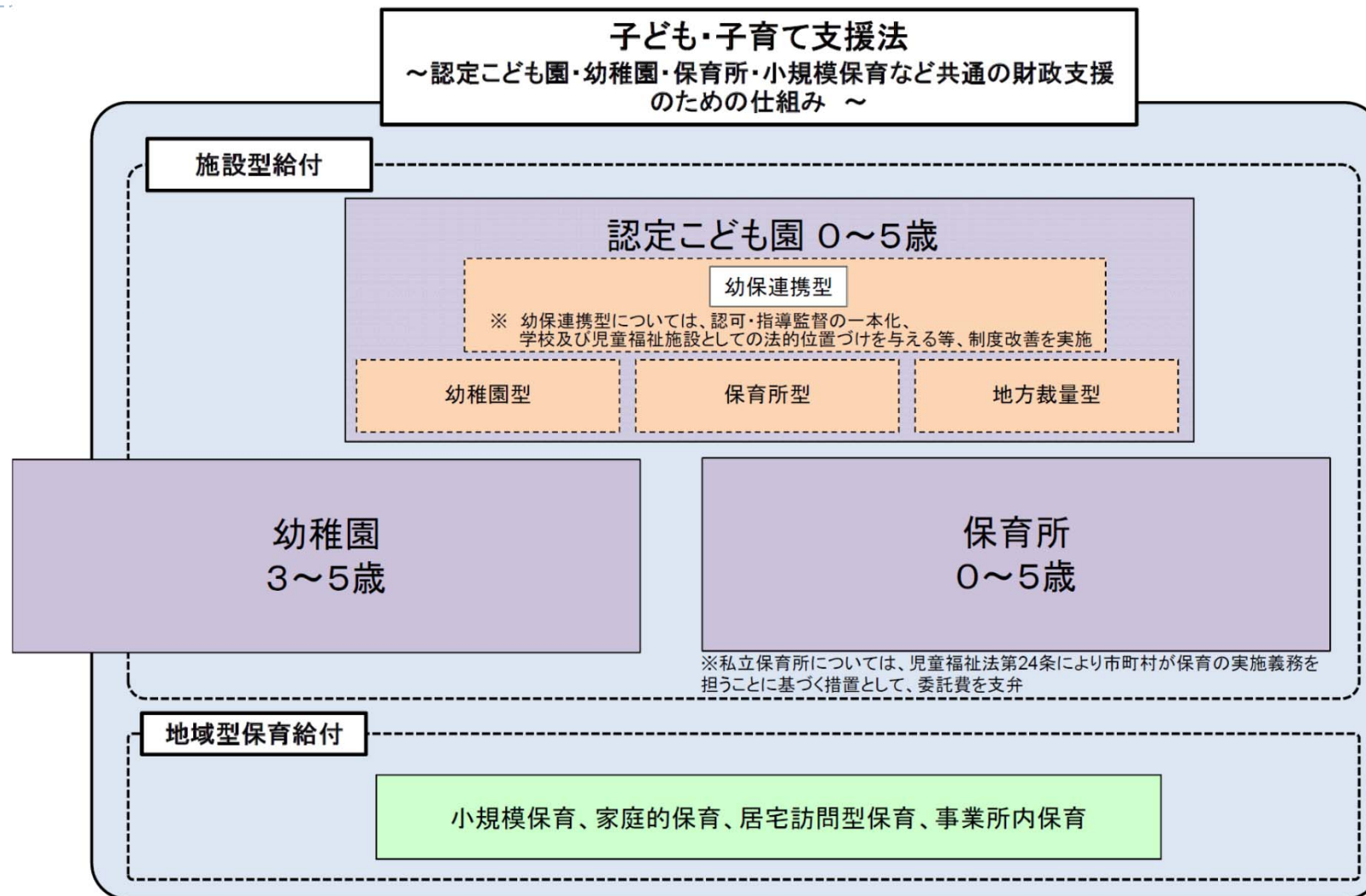
市川市幼稚園・保育所



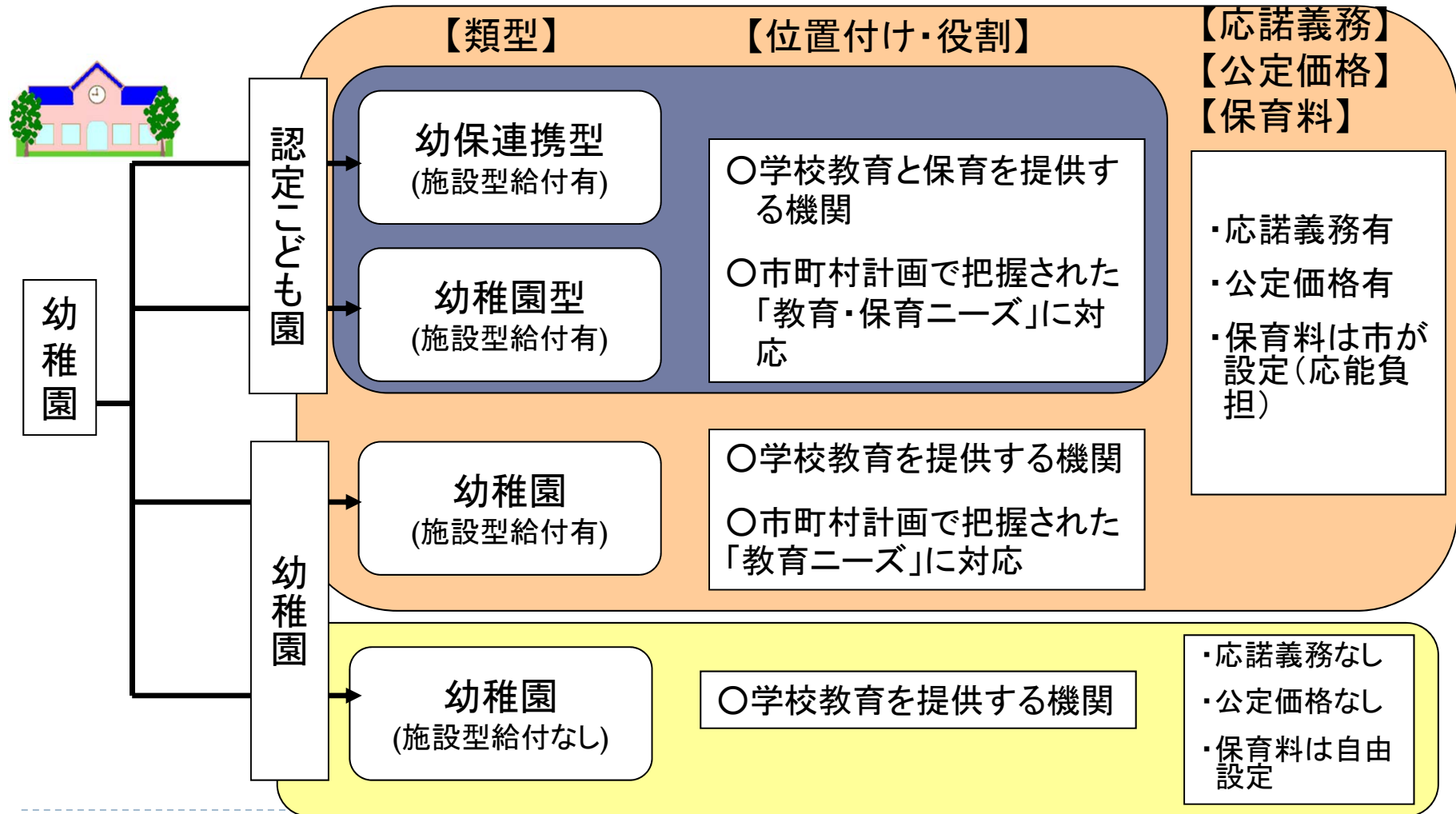
平成25年5月現在				
種別	種別	種別2	件数	計
○	幼稚園	公立幼稚園	8	40
		私立幼稚園	32	
■	保育所	公立保育所	22	61
		運営委託	8	
		私立保育所	31	



2-4 ①給付制度共通の仕組み



2-4 ②新制度における幼稚園の選択肢



稲荷木幼稚園の跡施設活用について(仮称:児童支援センター)

1. 概要

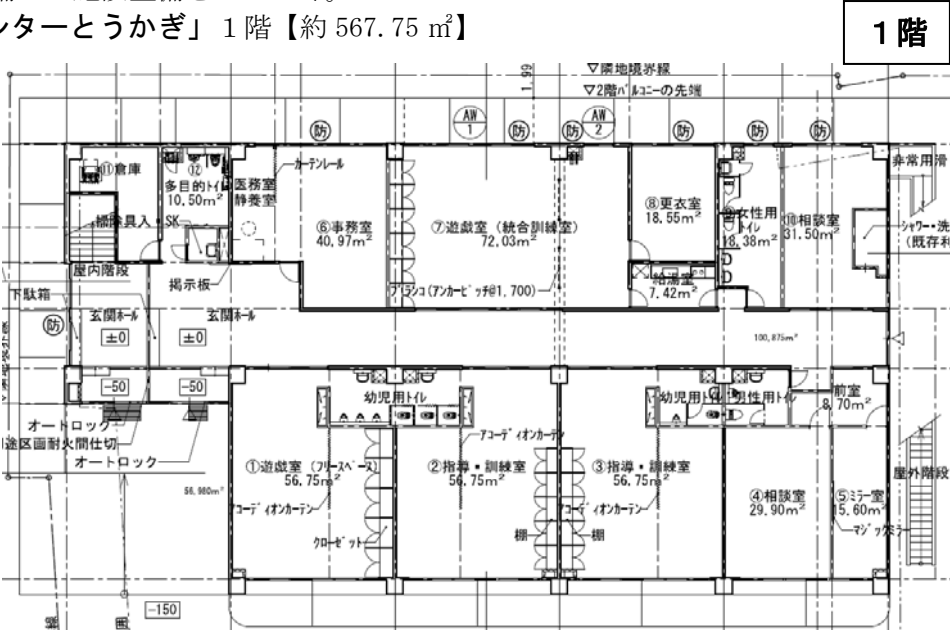
発達障害児を支援する施設を中心に捉え、放課後保育クラブを置くとともに、既存の稲荷木幼稚園の幼児ことばの教室は、跡施設に残すものとする。
建物全体の機能イメージとしては、児童に関する複合的な支援機能を持つ、児童支援センターとして展開していく。(平成27年4月開業予定)

2. 施設内容と主な機能

新施設は、次の機能を備えた施設整備をしていく。

① 仮称「発達支援センターとうかぎ」 1階【約 567.75 m²】

(児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所) 障害児の中で特に知的には大きな遅れを伴わないが、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得に、偏りや遅れがある、発達障害児の支援に特化して行う施設。



② 放課後保育クラブ1, 2, 3 2階【約 379.00 m²】

現在、稲荷木小学校の空き教室及び校庭に設けられたプレハブの2ヶ所で運営している保育クラブを跡施設の2階に移設する。

③ 幼児ことばの教室 (旧稲荷木幼稚園言語治療教室) 2階【約 243.25 m²】

(就学前のことばに障害がある児童の支援機能)

ことばの教室については、当初、他の幼稚園への移転を検討したが、発達支援施設の規模縮小や利用者の利便性等を考慮し、跡施設で存続することとした。

今後、ことばに障害がある就学前児童の窓口を一本化し、総合的な相談窓口の設置や、市民からの相談内容に応じた適切なサービスの提供できるよう検討を進める。

